

○議長 小田 武人君

3 番、今田議員の一般質問を許します。今田議員。

○議員 3 番 今田 勝正君

一般質問します。件名は 3 件、行います。

件名 1 の芦屋中央病院の建設工事の入札について。要旨 1、約 40 億円もの大工事をわずか 2 社の参加で入札を行っているが、これはどういうことかお尋ねします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。財政課長。

○財政課長 藤崎 隆好君

それではお答えいたします。

芦屋中央病院の建設工事につきましては、実施主体が独立行政法人になりますけれども、独立行政法人のほうから委託を受けて、財政課において、入札、契約事務を行っておりますので、財政課においてお答えしたいと思います。

芦屋町における入札につきましては、1,000 万円以上の工事は一般競争入札で行うというふうに定めております。これに基づき、一般競争入札を行ったものですが、これは指名競争入札とは違いまして、施工業者を一般に公募するものとなりますので、申し込みがあるまで、どの程度の業者数になるかはわからないということになっております。

今回の場合は、近年、東日本大震災や東京オリンピックの影響によって、公共工事の入札が成立しない、いわゆる不調が多くなっているような情報もあっておりましたので、公共の病院の入札についても調査しておりましたが、やはり、入札が不調に終わっているケースもあっておりました。

しかしながら、今回の工事が大規模な工事であり、また病院の建設という特殊な工事であることから、過去に一定程度の病院工事の建設の実績があることなどを条件にして公募を行っております。その公募を行った結果として、今回 2 社からの申し込みがありましたので、その中で入札を行ったということでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3 番 今田 勝正君

約 40 億という費用は、平成 28 年度一般会計予算の 5.5% に当たるんですね。膨大な額ですね。そういった観点から、わずか 2 社という参加は少なすぎるのではないかと考えています。多くの会社の参加が必要ではなかったと考えております。

平成 28 年第 4 回定例会（今田勝正議員一般質問）

次に、2 社では十分な競争性が確保できておらず、経済的な価格で発注できないのではないかと。そのために税金の無駄遣いになっているのではないかと考えています。

次に、最低制限価格は 90% になっているが、その根拠は。お尋ねします。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 藤崎 隆好君

それでは、最低制限価格についてお答えいたします。

最低制限価格制度につきましては、地方自治法施行令に基づきまして、ダンピング等による不当に安価な金額で受注し、それによって工事の品質が確保できなくなることを防止するために、入札額の下限を設定しているというものになりますが、かつては予定価格の 70% となっていたような時期もありましたけれども、公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる品確法の改正に伴い、近年はこの率が引き上げられてきたところです。

芦屋町におきましては、平成 26 年 8 月から中央公共工事契約制度運用連絡協議会が作成しましたモデル算定式があります。これはいわゆる公契連モデルと言っているわけですが、この算定方法を活用しております。この算定方法は、福岡県を初め、県内でも半数以上の自治体で採用されている算定方法でありまして、その方法としては、全体工事費のうち、直接工事費の 95%、共通仮設費、現場管理費の 90%、一般管理費の 55% の額を合算したものであることになりまして、その額が全体工事費の 90% を超えた場合は 90% とするようになっております。この算定率は定期的に見直しが行われておりまして、今回の率についても 28 年 4 月に改定が行われたもので、若干の率の引き上げが行われております。

今回の中央病院のケースで言いますと、先ほどの計算方法により算定した結果、全体工事費の 91.5% という数字になりましたので、上限の 90% に設定したということでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3 番 今田 勝正君

それでは最低制限価格は、高どまりとなり、競争原理もなく、談合の疑いがあるんじゃないかと思うんですけど、どうでしょう。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 藤崎 隆好君

最低制限価格につきましては、先ほど申し上げましたとおり、公共工事の品質確保に関する法

平成 28 年第 4 回定例会（今田勝正議員一般質問）

律に基づきまして、公共工事の品質の確保、また事業者の適正な収益の確保をすることなどが示されておりまして、こういうことを踏まえて国からの指導もあっておりますので、現在活用しているというところでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3 番 今田 勝正君

では、予定価格と最低制限価格を事前公表から事後公表にする見直しというんですかね、見直しは、考えはないのですか。お尋ねします。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 藤崎 隆好君

予定価格、最低制限価格の公表時期についてですけれども、平成 19 年度にありました、芦屋町でありました談合事件を受けて、平成 20 年度に入札制度の大幅な見直しが行われておりますが、その際に、この公表時期についても事後公表から事前公表に改められております。

最低制限価格を事前に公表することによって、入札の多くが、くじ引きで決まるなどと一部批判もありますけれども、結果的には、最低価格で契約することとなりますので、財政的な効果は大きいのではないかと考えております。また、予定価格及び最低制限価格を事前に公表することによって、入札の透明性を図ることができ、その結果、談合防止につながっているのではないかと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3 番 今田 勝正君

事前公表は、問題が多いと思うんですよね。そこで平成 26 年 10 月 22 日のこの書類ですね。総務省と国交省の書類が、公共工事の入札及び契約の適正化の促進についてという、この書類があるんですけど、これに基づいて事後公表の見直しができるようにならないかと思えますけど。質問します。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 藤崎 隆好君

先ほど申しましたとおり、事前公表することによって、入札の透明性を図ることができ、談合

平成 28 年第 4 回定例会（今田勝正議員一般質問）

防止につながっているという考え方をしております。27年の3月末データにはなるんですけども、県内の自治体における予定価格の公表の状況としては、8割以上の自治体が事前公表を行っているというような実態もあります。このようなことから現時点においては、事前公表を事後公表に見直すという考えは持っておりません。

以上です。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

次に件名2、病院経営について。要旨1、経営が立ち行かなくなったら、誰が責任をとるのかお尋ねします。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

病院に確認した内容によりお答えします。

平成27年4月、芦屋中央病院の経営形態は、地方公営企業法の一部適用から、地方独立行政法人への移行に伴い、組織の長は、町長から町長が任命する理事長に変わりました。これにより、運営責任者は、理事長である院長となり、任命責任者は町長となりました。経営のチェック機能として、地方独立行政法人化した病院には、業務実績を専門的、客観的かつ中立公正に評価を行う評価委員会を設置することになっています。また、4年の期間で病院が達成すべき業務運営を目標とする中期目標を町が策定し、この目標を達成するための中期計画を病院が策定します。策定に当たっては、評価委員の意見を聞くとともに、議会の議決が必要であり、適正なチェックを受けた中で病院の経営を行っていくこととなります。

よって、社会情勢や芦屋町の医療ニーズに適合した目標と計画を策定し、それを達成していくことによって、今後も適正な病院経営に努めていく所存でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

この要旨2ですね、多額の長期償還の借金を孫の世代まで負わせるのかということは、これを質問できますかね。お願いします。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

これも先ほどと同じように、病院に確認した内容ということでお答えします。

一般論としての起債の機能は、財政上の収入と支出との年度間調整や住民負担の世代間における公平性の確保という考えがあります。病院経営を健全かつ長期的に運営していくには、単年度における収入と支出のバランスを適正に保つことが重要であり、受益者負担の観点からも、各世代間で公平に住民負担をすべきだという理由からです。

新病院建設における起債ですが、建設工事などに病院事業債と過疎債を借り入れる予定です。総額は約 49 億 6,000 万円になりますが、このうち約 24 億 3,000 万円は国からの交付税措置があります。病院が返済していく償還金は、元金と利子を合わせて約 18 億 5,000 万円です。単年度の支払い金額は、最も償還金額の多い年でも 7,000 万円程度で、平成 12 年から続く黒字の経営状況を踏まえた返済シミュレーションにおいて、全く問題はありません。

また、約 30 億円の現金を保有していることから、万が一経営が悪化しても対応は可能であると考えています。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3 番 今田 勝正君

次に、件名 3 ですね、平成 27 年度の決算について。要旨 1、11 月 1 日号の「広報あしや」では、町債約 11 億円、公債費約 13 億円を差引くと 2 億円の赤字と思うんですよね。黒字 2 億 6,584 万円の表現は正しくないと思うんですけど、それをお尋ねします。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 藤崎 隆好君

それでは広報の掲載についてお答えいたします。

平成 27 年度決算の状況につきまして、「広報あしや」11 月 1 日号でお知らせした内容で、歳入が約 82 億 8,000 万円、歳出のほうが 80 億 1,000 万円で黒字が 2 億 6,585 万円だったというような表現をしております。また、その内訳の中で、歳入の中の町債が約 11 億 8,000 万円、歳出の中の公債費が約 13 億 2,000 万円と掲載しておりますので、この起債の関係の部分で、借入額と返済額だけを見比べた場合、この 1 億 5,000 万の赤字だというような御指摘だろうと思いますが、まず、歳入における町債については、27 年度に実施しました投資的事業の財源として借り入れたものが主なもので、給食センターの建設事業や中央病院の外周道路整備などの過疎債のハード分として借り入れが主なものとなっております。このほかに

平成 28 年第 4 回定例会（今田勝正議員一般質問）

全額交付税措置となります臨時財政対策債などを含めて、合計で 1 億 7, 000 円となっているものです。

また、歳出における公債費につきましては、平成 26 年度以前に借り入れた起債の償還額で、27 年度の返済額となっております。ただし、この 27 年度におきましては、退職手当債の繰上償還を行っております。これが約 5 億 4, 000 万ほどになりますので、前年に比べて多くなっておりますけれども、この分を差し引きますと実質的な 27 年度の償還額は 7 億 8, 000 万というふうになっております。また、このうち、臨時財政対策債や過疎債の交付税措置分を除いたところの実質的な町負担の償還額としては、約 3 億 5, 000 万ほどになっているというような状況です。

このように、歳入における町債の額は、その年度の事業の内容によって、大きく変動いたします。また、歳出の公債費のほうは、前年までに借り入れた起債の償還額ということになりますので、この 2 つを比較して赤字とか黒字というような表現はできないと考えております。それよりも返済額のうち実質的な町の負担がどうなっているかというようなところが重要になってきかと思えます。このようなことから、広報に掲載しております 27 年度決算が黒字であるという表現に誤りはないというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3 番 今田 勝正君

では、町長にちょっとお尋ねします。町長、いいですか、いいでしょうか。町長は平成 25 年 12 月の議会で、町長はボートに頼らない財政運営を考えるとやっている。それから 3 年を経過していますが、自主的な財源運営はどう考えておられますか。質問します。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

健全財政運営ということでよろしいですか。今現在は、来年の 29 年度の予算の編成作業を行っているところなんですけど、来年度の予算の編成方針におきましては、地方創生事業を初めとした重要施策の予算配分を重点化させるため、既存事業の見直しを行うとともに、徹底した経費削減に取り組むよう各課に通知いたしております。健全財政を行うことができるよう、鋭意取り組んでおるところでございます。よろしいですかね。健全財政で。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3 番 今田 勝正君

次の（２）ですね、これまでの財政運営は過疎債とボート事業の収入に頼ってきた。将来に向けて自立するための自主財源の確保や健全な財政運営をどのように考えているか、お尋ねします。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 藤崎 隆好君

お答えいたします。

まず、過疎債についてですけれども、過疎債については借入額の 7 割が交付税措置されますので、事業を実施する場合に、実質的な負担額としては 3 割で済むということがあります。また、この過疎債を補助金と組み合わせて事業を実施した場合、全体事業費の約 1 割程度で、大規模な事業が実施できるといったこともありますので、大変有利な起債となっております。

ただし、この過疎債も時限立法となっておりますので、平成 3 2 年までの特別措置法ということになっておりますので、それ以降については現時点では明確になっていないというようなことがあります。しかし、過疎債は大規模な事業を実施する上で、大変重要な財源となっておりますので、今後も効果的に活用した中で、計画的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

次に、競艇事業による一般会計への繰り入れですけれども、競艇事業については、開設以来、平成 1 5 年度までに総額 6 0 0 億円を超える繰り入れがあつておまして、皆さん御存知のとおり、下水道や病院事業を初め、町の発展に大きく寄与してきたところです。その後、競艇事業の不振から、繰入金ゼロになる時期がありましたけれども、この時期は逆に大規模な行政改革を断行し、住民の皆様にも御迷惑をおかけしなければならなかったというようなことがあつております。その後、電話投票の売り上げの向上などによりまして、平成 2 2 年度からは再び繰り入れができるようになり、現在は、毎年 4 億円の繰り入れを行っているというような状況です。その使い道としましては、国保会計の赤字補填として約 5, 0 0 0 万円、下水道事業の赤字補填として 2, 0 0 0 万円、その他としまして山鹿地区のテレビ受信料の補助、敬老祝金など町単独事業の財源として活用しております。また、将来に対する備えとしまして、競艇収益まちづくり基金のほうに毎年 2 億円を積み立てているというような状況であります。

このような状況の中で、自主財源の確保ということになりますと、定住促進事業を初めとした地方創生事業に取り組み、総合戦略に掲げる各種事業を現在推進しているというようなところで

す。  
また、健全な財政運営というところですが、1 つの目安として、起債残高と基金残高の関係があらうかと思いますが、2 7 年度末における起債残高としては、7 0 億 5, 0 0 0 万円となっておりますけれども、これには、起債償還の際に交付される地方交付税の交付税措置額が含

平成 28 年第 4 回定例会（今田勝正議員一般質問）

まれておりますので、これらを除いた実質的な一般財源の負担額としては約 1 2 億円ほどとなっております。これに対して、27 年度末の基金残高としては、4 3 億 3, 0 0 0 万円となっておりますので、これらを比較した場合、健全な財政運営ができていないかというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3 番 今田 勝正君

それでは、自立・自力による財源確保の見込みが今のところ見当たりません。町の将来の希望がですね、持てないんじゃないかなと思って不安視していますので、今後ともこの町政とか借金ですね、返済とかを十分考えてもらって、今後の運営のほうで考えてもらったらいと思います。

以上で質問終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、今田議員の一般質問は終わりました。